

浜松市児童措置費に係る医療費給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による措置若しくは同条第2項の規定による指定医療機関への委託措置又は法第33条の規定による一時保護（以下これらを「措置」という。）を採った児童（以下「措置児童」という。）に係る医療の給付及び治療材料等の支給に関し、必要な事項を定める。

(受診券の交付等)

第2条 児童相談所長は、措置を採ったときは、受診券（様式第1号）を措置児童の入所又は委託先である児童福祉施設の長及び委託先である里親（以下これらを「施設長等」という。）に交付（法第33条の規定による一時保護の措置の場合において、職員に保管させることを含む）するものとする。

2 施設長等は、措置児童を医療機関に受診させるときは、健康保険証とともに受診券を医療機関に提示するものとする。

(受診券の管理)

第3条 施設長等は、交付された受診券の記載事項の把握に努め、常に適切な管理を行わなければならない。

2 施設長等は、受診券を紛失し、若しくはき損し、又は措置児童に係る健康保険の変更等受診券の記載内容に変更が生じたときは、速やかに受診券再交付依頼書（様式第2号）を児童相談所長に提出しなければならない。

(受診券の返還)

第4条 施設長等は、措置が解除されたときは、当該受診券を直ちに児童相談所長に返還しなければならない。

(受診券交付台帳の整備)

第5条 児童相談所長は、受診券の交付等に関し、受診券交付台帳（様式第3号）を整備するものとする。

(治療材料等の支給の審査、決定等に関する手続)

第6条 施設長等は、健康診断等の結果、措置児童について眼鏡若しくは治療用装具の使用、修繕又は接骨院での診察等（以下これらを「治療材料等」という。）が必要であると認めるときは、「治療材料等支給申請書（様式第4号）」及び処方箋等治療材料等の必要性を証明できるものを児童相談所長に提出するものとする。

- 2 児童相談所長は、治療材料等支給申請書を受理した場合、申請内容の審査を行い、速やかに支給の可否を決定する。
- 3 児童相談所長は、前項において支給の決定を行った場合は、遅滞なく「治療材料等支給決定通知書（様式第5号）（以下「決定通知書」という。）」により施設長等へ通知しなければならない。なお、不支給とする場合は、「治療材料等不支給決定通知書（様式第6号）」により施設長等へ通知するものとする。
- 4 児童相談所長は、第2項において支給の決定を行った場合には、眼鏡若しくは治療用装具の販売店又は接骨院等（以下「依頼先販売店等」という。）に対し、「治療材料等支給依頼書（様式第7号）（以下「支給依頼書」という。）」により当該治療材料等の支給（以下「治療材料等の支給」という。）を依頼する。

（治療材料等の支給）

第7条 決定通知書を受け取った施設長等は、前条第4項で児童相談所長が依頼した依頼先販売店等に決定通知書の写しを提出し、治療材料等の支給を受けるものとする。

（医療費の請求等）

第8条 依頼先販売店等は、治療材料等の支給を行ったときは、当該費用について支給依頼書に別表に掲げる書類を添えて児童相談所長に対し医療費として請求するものとする。この場合において、眼鏡に係る請求の額は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）別表1交付基準（5）その他の眼鏡及び2修理基準（5）その他眼鏡欄に定める基準の額を超えることができず、当該基準の額を超える額については、治療材料等の支給の際に施設長等から徴収するものとする。

- 2 前項の規定により、医療費の請求があったときは、児童相談所長は、これを審査し、依頼先販売店等へ直接支払うものとする。

（治療材料等の支給の取り下げ等の届出）

第9条 第6条第3項により決定通知書を受け取っていた施設長等は、治療材料等の支給を取り下げる場合は、「治療材料等支給取消届（様式第8号）」により児童相談所長に届け出なければならない。

（治療材料等支給依頼書交付台帳の整備）

第10条 児童相談所長は、支給依頼書の交付に関し、治療材料等支給依頼書交付台帳（様式第9号）を整備するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(児) 受診券 (施設入所者等用)	
公費負担者 (支弁義務者)	番号 53226031 受給者番号 _____
施設名	_____
氏名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日 性別 _____
保険証の有無	_____
保険者名	_____
保険証記号番号	_____
交付年月日	_____年 _____月 _____日
交付番号	_____
発行機関名及び印	浜松市児童相談所 印

様式第 2 号 (第 3 条関係)

受診券再交付依頼書

年 月 日

(あて先) 浜松市児童相談所長

所在地 (住所)

施設名称

施設長 (里親) 氏名

浜松市児童措置費に係る医療費支弁要綱第 3 条第 2 項の規定により、受診券の再交付について、次のとおり依頼します。

措置児童氏名	男 ・ 女 年 月 日生		
措置 (入所) 年月日		交付年月日	
再交付の理由	紛失	き損	記載内容の変更
発生年月日	年 月 日	発生場所	
紛失・き損の理由 又は 記載内容の変更事項			

(注)

- 1 受診券を紛失した場合は、その理由を詳しく記入してください。
- 2 受診券のき損及び記載内容の変更の場合は、交付済の受診券を添付してください。
- 3 紛失した受診券が後日発見された場合は、児童相談所長へ速やかに返還してください。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市児童相談所長

所在地 (住所)

施設名称

施設長 (里親) 氏名

治療材料等支給申請書

浜松市児童措置費に係る医療費給付要綱第 6 条第 1 項の規定により、治療材料等の支給について、次のとおり依頼します。

1 治療材料等の支給を要する児童

(1) 氏名 (男・女)
(生年月日 年 月 日 歳)

(2) 措置年月日 年 月 日

2 必要な治療材料等の内容

3 治療材料等を要する理由、書類等

4 その他

様式第 5 号 (第 6 条関係)

年 月 日

施設名

施設長 (里親) 様

浜松市児童相談所長

治療材料等支給決定通知書

年 月 日付け提出された「治療材料等支給申請書」について、浜松市児童措置費に係る医療費給付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、治療材料等の支給を決定したので通知します。

1 治療材料等の支給を要する児童

氏名 (男・女)

(生年月日 年 月 日 歳)

2 決定した治療材料等の内容

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

施設名

施設長(里親) 様

浜松市児童相談所長

治療材料等不支給決定通知書

年 月 日付け提出された「治療材料等支給申請書」について、以下の理由により支給できませんので通知します。

不承認理由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

治療材料等支給依頼書

児童福祉法による医療委託書	交付番号		地区担当
	児童氏名等		印
			取扱担当
	児童福祉施設等名称		印
	依頼先店舗等名称		
	社保負担	(協・組・日・船・共・国) 有・無	割
他法負担	法 有・無	割	

浜松市児童相談所

印

治療材料費請求書	種類品質	数量	単価	金額	摘要	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合計				円	
	社保負担	有・無		割	円	
	他法負担	有・無		割	円	
	施設及び里親支払額				円	
請求金額				円		

請求者住所
及び氏名

印

注1 本依頼書は、健康診断等の結果、眼鏡、治療用の補装具及び接骨院の受診等の給付がなければ、措置児童の福祉に著しい支障があると医師が認めたものについて、給付を行うものです。

2 眼鏡については、「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準(平成18年9月29日付け厚生省告示第528号)別表交付基準(5)その他の眼鏡欄及び2修理基準(5)その他眼鏡欄に定める基準に従ってください。なお、基準を超える分については、施設及び里親の負担となります。施設及び里親の支払額は、物品納入と同時に徴収してください。

年 月 日

(あて先)浜松市児童相談所長

上記金額を請求します。

支払方法	振込先金融機関	預金種別及び口座番号
口座振替	銀行 本店	普通預金
	信用金庫 支店	第 号
	農協 支所	当座預金
口座名義(カナ)		

様式第 8 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市児童相談所長

所在地 (住所)

施設名称

施設長 (里親) 氏名

治療材料等支給取下届

治療材料等の支給について、途中で取りやめましたので、浜松市児童措置費に係る医療費給付要綱第 9 条の規定により、次のとおり届出します。

1 治療材料等の支給を要する児童

氏名 (男・女)

(生年月日 年 月 日 歳)

2 取り下げる治療材料等の内容

3 取下げの理由等

(1) 理由

(2) 取下理由の発生日

年 月 日

4 その他

別表（第8条関係）

種類	必要書類
眼鏡	治療材料等支給依頼書、意見書（コンタクトレンズの場合）、納品書及び処方箋
治療用装具	治療材料等支給依頼書、意見書、補装具装備証明書、納品書及び受診券の写し
接骨院等受診	治療材料等支給依頼書、施術証明（療養費支給申請書）、施術が必要となった理由書及び受診券の写し

【一部抜粋】

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百二十八号)

----- (略) ----- (略)

----- (略) -----

3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の106に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。

4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の110に相当する額とする。

一 別表の1の(5)の眼鏡(遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。)の購入

----- (略) ----- (略)

----- (略) -----

四 別表の2の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るものを除く。)

五 別表の2の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

----- (略) ----- (略)

----- (略) -----

別表

1 購入基準

----- (略) ----- (略)
 ----- (略) -----

(5) その他

目	名称	基本構造	付属品	価格 円	耐用 年数 年	備考
眼鏡	矯正眼鏡	レンズプラスチック又はガラス セルロイド製を原則とする。	6D未満		17,600	4 価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。 価格はレンズ1枚のものであること。 高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
			6D以上 10D未満		20,200	
			10D以上 20D未満		24,000	
			20D以上		24,000	
	遮光眼鏡	主材料は上と同じ。	前掛式		21,500	
			6D未満		30,000	
			6D以上 10D未満		30,000	
			10D以上 20D未満		30,000	
			20D以上		30,000	
	コンタクトレンズ	主材料 プラスチック			15,400	
弱視眼鏡	掛けめがね式			36,700		
		焦点調整式		17,900		

----- (略) ----- (略)
 ----- (略) -----

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 修理基準

----- (略) ----- (略)
----- (略) -----

(5) その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
眼鏡		枠交換	8,000	枠はセルロイド製を原則とすること。
		矯正用レンズ(6D未満)交換	5,100	
		矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	
		矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	

----- (略) ----- (略)
----- (略) -----

(注)

- 1 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。
- 2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。
- 3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。